平成30年度国民健康保険制度改正に伴う税率改正について

1 平成30年度国民健康保険医療制度改革ついて

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立しました。そのうち主なものとして国民健康保険制度の安定化のため、以下の改正がされました。

- (1) 国保への財政支援の拡充により財政基盤を強化する。
 - (27年度から約1,700億円、30年度以降は毎年約3,400億円)
- (2) 平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い制度を安定化させる。

この制度改革により、国保財政の仕組み等が変わり、保険税に関わる 内容については以下のように変更されます。

現行制度

- ア. 市町村毎の保険給付費等の財源として国民健康保険税を徴収
- イ. 財源不足分は一般会計からの法定外繰入金で補填を認める
- ウ.保険料率は各市町村の実情により各市町村で決定



平成 30 年度以降

- ア. 県全体の保険給付費等を各市町村の所得水準・医療費水準等を基に 算出した国保事業費納付金を県が各市町村に割り振り、市町村はそ の納付金を納めるための財源として国民健康保険税を徴収
- イ. 決算補填を目的とする法定外繰入金は目標年次を定めて削減·解消 すべき
- ウ. 都道府県の実情に応じて都道府県単位で保険料率を統一できる(愛知県は平成30年度の保険料率統一はしない)。統一しない場合は、 県が提示する標準保険料率を参考に各市町村で保険料率を決定
- 2 県から提示された納付金の試算結果について

平成29年2月27日に平成29年度納付金等の推計値が提示されました。 今回の試算結果が大幅に増額となる要因として、国・県から交付される特別調整交付金や追加公費投入分を見込んでいないことや、平成28 年度診療報酬改定による高額薬剤の薬価下落の影響を見込んでいないことなどによるものです。

9月に再度試算結果が提示される予定となっており、次回の試算では これらの影響を考慮するため今回の試算結果を下回ると想定されますが、 現時点では 10 億円を追加課税するものとして税率改正案を検討してい ます。

①国保事業費納付金 (実際の納付額)	48.2億円
② 減 算 分	△ 8.5億円
③加算分	2.4億円
④標準保険料算定用事業費納付金(県公表額) (①+②+③)	42.1億円
⑤ 保 険 税 軽 減 分	△ 4.2億円
⑥保険税収納必要額(④+⑤)	37.9億円
⑦課税必要額(⑥/91.6%(収納率))	41.4億円
⑧29年度当初予算一般被保険者分保険税現年度分	28.0億円
⑨29年度当初予算一般被保険者分保険税現年度分課税額(⑧/91.6%(収納率))	30.6億円
⑩保険税追加収納必要額(⑥-⑧)	9.9億円
⑪保険税追加課税必要額(⑦-⑨)	10.8億円

3 法定外繰入の解消について

小牧市国民健康保険では、平成 20 年度の医療制度改正に伴う税率改正 を実施しましたが、それ以降は税率の引上げは実施しておらず、不足す る財源は法定外繰入 (28 年度 4 億 3,900 万円 (決算承認前)、27 年度 7 億 2,000 万円) により補填しているところです。

今回の医療制度改正により、平成30年度以降は決算補填を目的とする 法定外繰入は解消又は削減すべきとされており、また、国民健康保険加入者以外の市民の負担となることから本来は望ましくないものであるため、本市としても目標年次を定めて解消していくこととしています。そのため、平成30年度以降の国民健康保険税額は大幅な増額となることを 想定しています。

4 資産割廃止について

愛知県は県の標準賦課方式を3方式(所得割、均等割、平等割)にする予定となっています。現在小牧市は4方式(所得割、資産割、均等割、 平等割)であり、将来的な保険料率の統一を見据える必要があることや、 以下の理由により資産割を廃止することを検討しています。

- (1) 固定資産の所有が必ずしも担税力につながらないにもかかわらず、 居住用資産など収益性のない固定資産も課税対象となっている。
- (2) 当該市町村以外に所有する固定資産は保険税算定の対象とならないため不公平感がある。
- (3) 固定資産税との重複課税と考えている人がいる。
- (5) 県内において資産割を廃止する市町村が増加している。

※賦課方式には制度上下表の2方式、3方式、4方式が認められています。

	所得割	資産割	均等割	平等割	特徴
2 方式	0	×	0	×	・単純で分かり易い
					・所得に応じた負担のため理
					解を得易い
3 方式	\bigcirc	×	0	0	・平等割により加入者が多い
					世帯の負担が軽減される
4方式	0	0	0	0	・資産に課税することにより
					所得割の負担が過重にな
					らない
					・資産を課税対象とするため
					景気の影響を受けにくく
					一定の安定性がある

所得割…総所得金額等×所得割税率

資産割…土地家屋固定資産税額(都市計画税を除く)×資産割税率

均等割…1人当りの額×同一世帯内の国保加入者の人数

平等割…1世帯当りの額

5 税率改正案について

仮に単年で現行の税率に10億円を上乗せし、あわせて資産割を廃止し

た場合の試算をすると、現行税率での税額と比較して以下の上昇割合となります。

上昇率	平均上昇額	世帯数		
減少	△ 28,698円	1,811 世帯	3,438 世帯	
0%~10%	5,319円	1,627 世帯	3,430 巴 衎	
10%~20%	9,185円	5,563 世帯		
20%~30%	28,666 円	2,449 世帯		
$30\% \sim 40\%$	51,760円	2,547 世帯		
$40\% \sim 50\%$	75,446 円	2,947 世帯	17 750 ## ##:	
50%~60%	116,806円	2,368世帯	17,758 世帯	
60%~70%	163,593 円	1,344 世帯		
70%~80%	218,944 円	468 世帯		
80%~90%	280, 266 円	72 世帯		
計	49,597 円		21,196 世帯	

上記の表より、10%以上上昇する世帯が約 84%を占め、被保険者への 影響が大きいことから、単年で税率改正を実施することはできないもの と考えています。

この対応策として、決算補填目的の法定外繰入の解消及び資産割の廃止の期間を延ばすことにより1年あたりの上昇率を緩和することになりますが、制度改正の周期などを考慮し10年が最長であると考えています。

現在、課税総額を1年度あたり1億円程度増額し、資産割については10年を超えない範囲で廃止する案を検討しています。

※別紙案は、10年で資産割を廃止し、あわせて 10億円を増額した場合 の上昇率等の状況を示したものです。

資料 II - i …上段: **固定資産がない世帯**の 10 年間の所得階層、税額上 昇割合段階別世帯数

> 下段: **固定資産がない世帯**の 10 年間の所得階層、税額 上昇割合段階別平均上昇税額

資料 II 一 ii … 上段: **固定資産がある世帯**の 10 年間の所得階層、税額上 昇割合段階別世帯数

> 下段: **固定資産がある世帯**の 10 年間の所得階層、税額 上昇割合段階別平均上昇税額

資料Ⅱ- iii …上段:全世帯の10年間の所得階層、税額上昇割合段階別

世帯数

下段:**全世帯**の 10 年間の所得階層、税額上昇割合段階 別平均上昇税額

資料Ⅲ…全世帯の10年間の所得段階別の平均税額と平均上昇額

6 今後のスケジュールについて

現時点では、改正案を検討中であり、早ければ 10 月中旬頃までに税率 改正方針として決定する予定です。決定にあたっては、9 月下旬から 10 月上旬までに当国保運営協議会を開催し、諮問及び答申を経ることとな ります。